

4.4 処分の制限（交付要綱第17条参照）

（1）助成金を受領した車両には、処分の制限があります。

処分とは、以下の内容を指します。

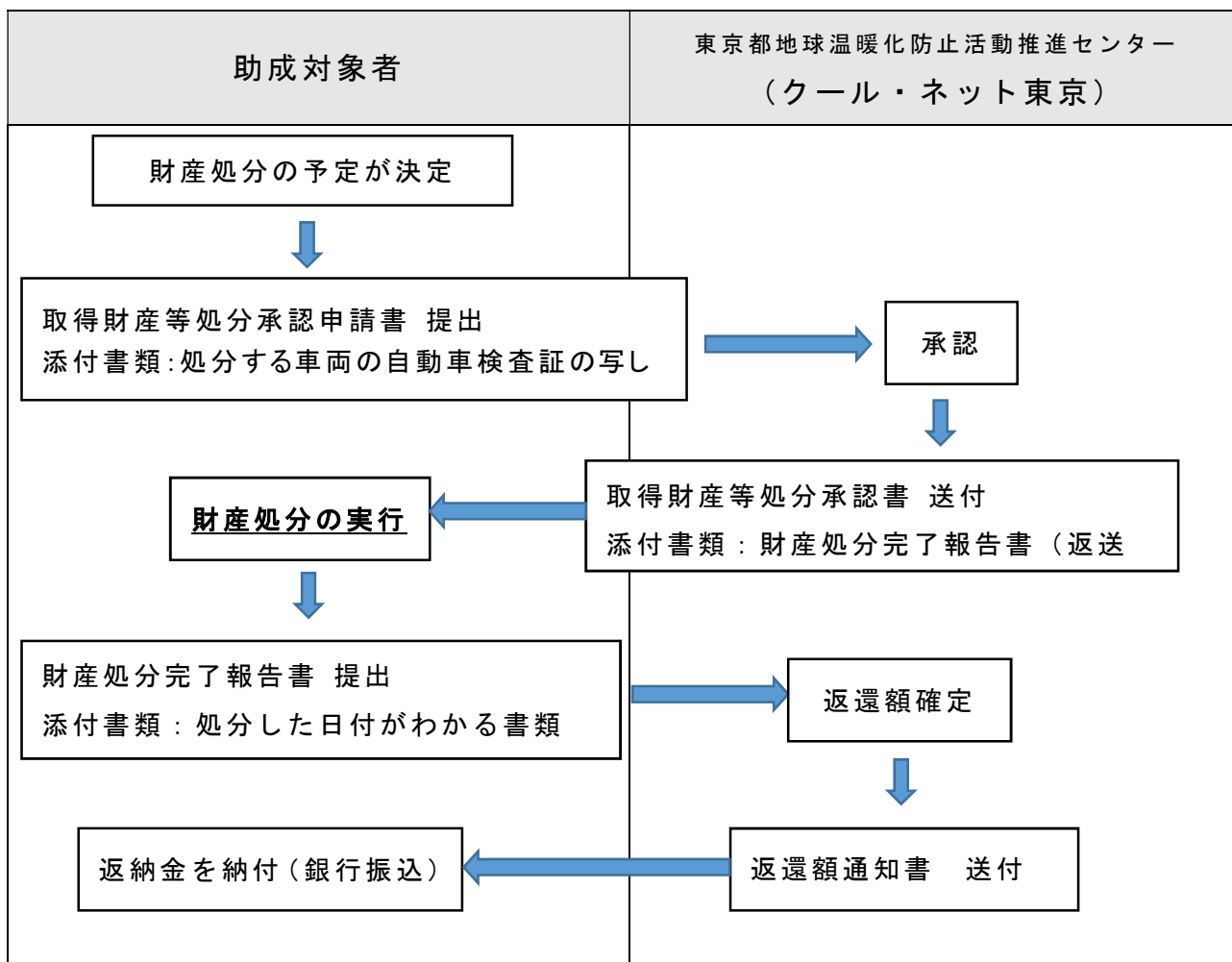
処分の例	処分の基準日
使用の本拠の位置を都外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡（売却、下取り、廃車のための引渡）	売買契約日または車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更（解約後の譲渡・廃車を含む）	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用	個別に公社が指定

（2）本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分	処分制限期間 （初度登録日から起算）	
電気自動車	4年	
プラグインハイブリッド ・ハイブリッド自動車	総排気量3ℓ以上	5年
	総排気量2ℓ超3ℓ未満	4年
	総排気量2ℓ以下	3年

（3）処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、次ページのフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。

- ・承認申請書の様式は、クール・ネット東京のホームページからダウンロードできます。
- ・承認申請の提出先は、助成金申請のときと同じです。
- ・クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- ・承認申請書の到達から承認通知まで1～2週間程度かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から2週間以上空けてください。
- ・承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求められる場合があります。ご注意ください。



(4) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right) \quad \text{※千円未満切捨て}$$

経過期間は、初度登録日から所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）までの月数で計算します。たとえば、10日に初度登録した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日からは2か月目となります。処分制限期間も、月数で計算します。（例：電気自動車は48ヶ月）

ただし、以下の場合、処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。
 なお、処分承認後に免除申請を行うことはできませんのでご注意ください。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により走行不能となり抹消処分する	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体発行の罹災証明書 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）
過失の無い事故により走行不能となり抹消処分する	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書 ・申請者の過失がゼロであることを証明する示談書、損害賠償確認書等 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）
リース貸与先変更（新貸与先が一般乗用旅客自動車運送事業者であり、使用の本拠の位置が引き続き都内等の助成要件を満たす）	<ul style="list-style-type: none"> ・リース解約・承継が確認できる書類 ・中古リース料金を減額したうえで、そのことを証明した「貸与料金の算定根拠明細書」 ・新貸与先が助成要件を満たすことの確認書類
その他クール・ネット東京が特に認める場合	<ul style="list-style-type: none"> ・クール・ネット東京が指定する書類